

障害福祉サービスの制度改革に関する緊急提案

障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現を目指して、本年4月に障害者自立支援法が施行され、10月からは同法が全面施行されるとともに改正児童福祉法が施行された。

この法律によって、利用者本位のサービス体系の再編や就労支援の抜本的強化などが進められたことは、概ね評価できるが、具体的な制度の内容については、事業主体である市町村はもとより、障害児の保護者や障害者、施設経営者などからその改善を求める要望が多数寄せられるとともに、法施行後8ヶ月を経過して地域の実情をみると、障害者が地域で生活を続けていく上で、早急に改善すべき切実な問題点が多く指摘されている。

これらは、制度設計を行った国において解決すべき課題であることから、全国的な実態把握を行うとともに、特に次の点について、速やかに適切な対策を講じられたい。

1 障害程度区分認定の妥当性・客観性を確保できること

障害程度区分の認定については、知的・精神障害者は二次判定での総合的な判断により一次判定より上位の区分に変更される事例が多い。障害程度区分は利用できる障害福祉サービスの種類等の基準になるとともに、事業者報酬の算定基礎となるなど、制度の根幹をなすものであり、障害特性に応じた全国共通の基準に基づく障害程度区分の認定が行われる必要があることから、制度施行後の認定状況を十分検証した上で、一次判定の精度向上及び二次判定における区分変更の判断基準の明確化などにより、認定の妥当性・客観性を確保できること。

2 利用者負担軽減制度の拡充と所得保障を図ること

利用者負担については、低所得者を中心に各種軽減措置がなされているところであるが、さらに利用者負担やサービス利用の実態を踏まえ、現在講じられている軽減措置の検証を行い利用者負担の階層区分の細分化など、特に負担額の増加が著しい在宅の通所施設利用者をはじめとして利用者の所得や状況に応じたきめ細かな配慮を行うとともに、障害児の保護者負担については、在宅障害児と施設入所障害児との均衡や子育

て支援の観点から、一層の軽減制度の拡充を図るなど必要な措置を講じること。

あわせて、付帯決議を踏まえ所得保障の検討を早急に行うとともに、利用契約による施設入所障害児に対しても特別児童扶養手当を支給すること。

3 就労支援策を強化すること

福祉施設から一般就労への移行を進めるため、法定雇用率達成に向けた取組みや障害者就業・生活支援センターの早期設置などを図るとともに、障害者の工賃アップ策など具体的な就労支援策を打ち出すこと。

また、就労移行支援事業や就労継続支援事業における一般企業への就職や事業者の安定的運営のための支援策を講じること。

4 新たな制度への円滑な移行を確保すること

新制度への移行に伴い、施設等に対する報酬については、報酬基準の見直しにより、その算定額が月額から日額に変更されたことなどにより、経営に大きな影響を与えるものとなっている。

施設等に対しては、一層の経営努力を求める必要があるが、利用者に対する良質なサービスの提供を確保するとともに、法のめざす就労移行及び地域移行を促進するための報酬制度の必要な見直しを講じること。

5 地域におけるサービス基盤の確保を図ること

障害者の地域での自立した日常生活、社会生活への移行を進めるため、居住の場として不可欠であるグループホーム等に対する整備促進のための改修費の補助制度の創設など、地域の受け皿となるよう必要な支援策を講じるとともに、障害種別による利用制限を解消すること。

また、就労支援などの日中活動系サービスや相談支援などの地域生活支援事業等の基盤整備についても、十分な財政支援措置を講じるとともに、小規模作業所の法定事業への移行促進支援策を充実すること。

6 必要な財政措置を講じること

障害者自立支援法の施行により、都道府県の義務的経費は大幅に増加した。とりわけ、政令・中核市を多く抱える大都市部の府県の財政負担

の増加は大きい。

また、地域生活支援事業に取り組む都道府県や区市町村、とりわけ、財政力が脆弱で人口密度が低い等のために事業効率の悪い自治体にとって、現行の人口割を基本とした配分方法では、超過負担が生じるおそれがある。

こうしたことで、地方に過大な負担を生じさせないように、必要な財政措置を講じること。

平成18年12月8日

全国知事会

会長 麻生 渡